

2024年3月26日

各位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役社長 大林 東壽
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 管理本部総務部長 時水 久
TEL 03-6361-5450

中間配当制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更に関する議案を2024年6月26日開催予定の第102回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 導入目的

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現在年1回の期末配当に加え、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年9月30日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が2024年6月26日開催予定の第102回定時株主総会にて承認可決されることを条件とし、2024年3月期における配当予想（1株当たり63円）については変更ございません。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当（中間配当）をすることができる規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>2 当社は、前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2024年6月26日

定款変更の効力発生予定日

2024年6月26日

以上